

介護保険制度の改正で何が変わるのか?

~地域福祉における専門職の役割を改めて見直す~

団塊の世代が75歳以上になる2025年に向けて、平成27(2015)年4月から介護保険制度が大きく変わります。その改正内容の詳細はまだ確定していませんが(本原稿執筆時:平成26年12月20日時点)、本号では、国が目指している制度改正のねらいや方向性について理解するとともに、高齢者福祉に携わる福祉専門職の立場から、この制度の改正で何がどう変わるとか尋ねました。介護保険制度改正における、福祉専門職や福祉従事者が果たす役割について考えてみたいと思います。

改正の2本柱

平成27(2015)年に施行される介護保険制度の改正には、大きな2本の柱があります。

一つは、医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向けた「サービスの充実」と「重点化・効率化」です。

もう一つは「費用負担の公平化」。低所得者の保険料軽減の拡充や、保険料上昇ができるだけ抑えるため、所得や資産のある人の利用者負担を見直す(自己負担の引上げ等)ことです。

【地域包括ケアシステムの構築】

地域支援事業の充実

地域包括ケアシステムは、認知症や重度な介護状態になっても住み慣れた地域で暮らしていくように医療、介護、予防、住まい、生活支援を包括的(適切な組み合わせによるサービス提供)、継続的(入退院、在宅復帰を通した切れ目のないサービス提供)に提供することをめざしており、おおむね30分以内に必要なサービスが提供可能な日常生活圏域(中学校区)を想定しています。

介護保険制度では、この地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域支援事業(※)の充実を図り平成29年度までに移行することを考えています。そして次の5つの取り組みを推進しようとしています。

※市町村が、介護保険財源を用いて取り組む事業で、財源構成は介護給付と同じ

●在宅医療・介護連携の推進

研修等を通じて、医療と介護の濃密なネットワークを構築し、効果的・効率的なサービスを提供

●認知症施策の推進

図1 介護予防・日常生活支援総合事業の構成

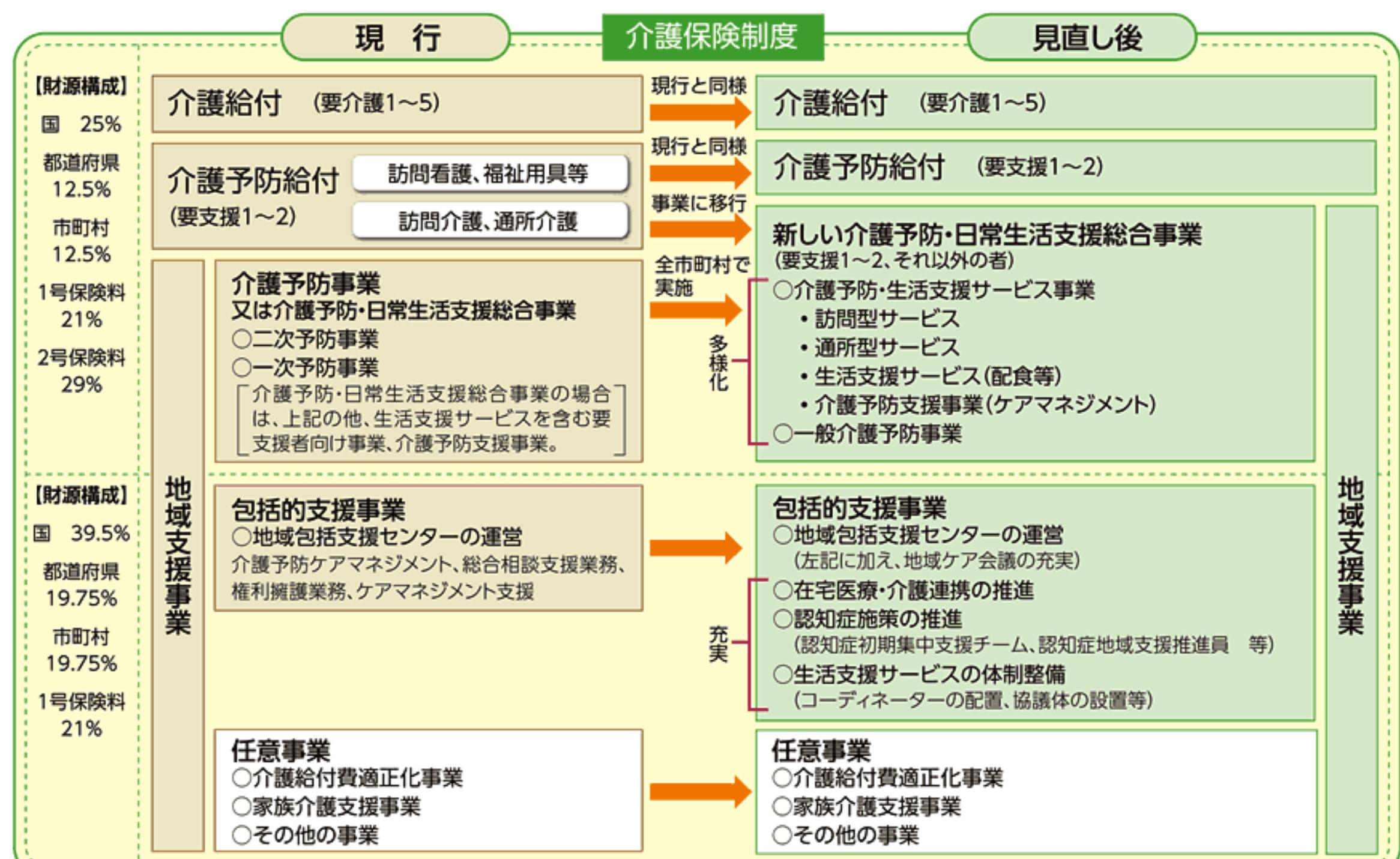
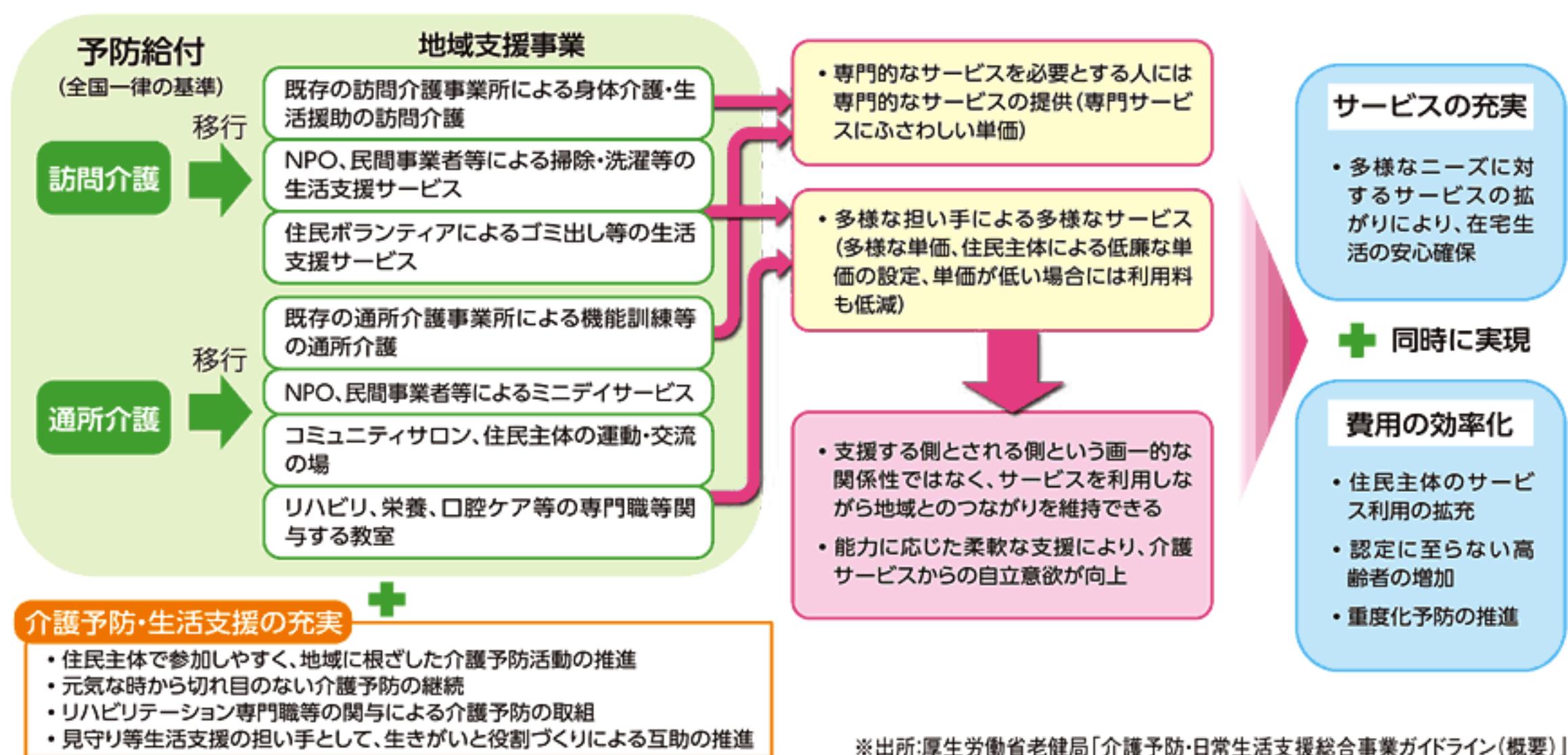


図2 総合事業と生活支援サービスの充実



初期集中支援チームの関与による認知症の早期診断、早期対応や地域支援推進員による相談対応等により、認知症でも生活できる地域をつくる

●地域ケア会議の推進

多職種が連携し、地域のニーズや社会資源を的確に把握し、地域課題の取り組みを推進する

●生活支援サービスの充実・強化

コーディネーターの配置等を通じて、地域で高齢者のニーズとボランティア等のマッチングを行い、生活支援の充実を実現

●介護予防の効果的な取り組みを推進

多様な参加の場づくりとリハビリ専門職等の関与により、高齢者が生きがい・役割をもって生活できる地域をつくる

介護予防給付の一部を 地域支援事業へ

単身高齢世帯の増加などにより、軽度な生活上の支援ニーズ(例:電球の交換)も増え、多様な生活支援が求められるようになりました。これに対応するため、現在、全国一律で要支援1・2の人々に提供されている「介護予防給付」のうち、「訪問介護」と「通所介護」を市町村が実施する新しい介護予防・日常生活支援総合事業として移行します(図1)。

また、これまでの介護予防事業(二次

予防事業、一次予防事業)も、新しい介護予防・日常生活支援総合事業に移行します。

新しい介護予防・日常生活支援総合事業の利用対象者は、従来の要支援者に相当する人(要支援1・2の人とそれ以外の高齢者を含む)で、事業は「介護予防・生活支援サービス事業」(訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス(配食等)、介護予防支援事業(ケアマネジメント))と、「一般介護予防事業」で構成。これらは平成29年度までに、市町村が取り組む「地域支援事業」として実施します。

サービス提供の担い手は、これまでの介護サービス事業者のほかに、NPOや民間事業者、地域住民等のボランティアを想定しており、多様な主体による柔軟で効率的かつ効果的なサービス提供を目指しています(図2)。

そして、支援の必要がない元気な高齢者には「生活支援サービスの担い手」として積極的に参加してもらうことが期待されています。なぜなら、本人の生きがいや社会参加につながり、そのことが介護予防にもつながると考えられているからです。

生活支援コーディネーター の配置

市町村が中心となり地域の実情に

あったサービスが提供できるよう2つの取り組みが挙げられます。

ひとつは、生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の配置です。生活支援コーディネーターは、サービス提供のための社会資源開発やネットワーク構築、地域の支援ニーズとサービス提供とのマッチング機能の役割を果たします。

もう一つは、各地域における生活支援コーディネーターとサービス提供者等が参画する協議体を設置し、情報共有及び連携強化を推進しながら、サービスの開発やニーズとサービスのマッチングなどを行います。

特養新規入所、 原則要介護3以上に限定

特別養護老人ホーム(以下、特養)への新規入所者を原則要介護度3以上に限定することにより、特養を在宅での生活が困難な中程度の要介護者を支える施設として機能的な重点化を進めます。

ただし、軽度(要介護1, 2)の要介護者であっても、認知症高齢者で常時の見守りや介護が必要であったり、知的障がいや精神障がいなどがあり、地域で安定した生活を続けることが困難であったり、家族等による虐待が深刻で心身の安全・安心の確保が不可欠である場合などは、入所が認められます。

一号保険料の軽減を強化

これまでの給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し、低所得の高齢者の保険料の軽減割合を拡大します(平成27年度から実施)。厚生労働省の資料では、保険料の見通しが現在5,000円程度が平成37(2025)年度には8,200円程度になると試算。軽減例では、年金収入が80万円以下の場合、現行の5割軽減を7割軽減に拡大することが検討されています。軽減対象は市町村民非課税世帯で、65歳以上高齢者の約3割にあたります。(対象者・軽減率は未定)

一定以上の所得者、自己負担割合等の引き上げ

保険料の上昇を抑えつつ、制度の持続性を高めるために、これまで1割であった自己負担が、一定以上の所得がある場合は平成27年8月から2割負担に増えます(推計では被保険者の所得上位20%に該当)。ただし、月額上限があ

るため、見直し対象全員の負担が2倍になるわけではありません。

また、自己負担限度額(高額介護サービス費)のうち、医療保険の現役並み所得に相当する人は、負担上限が引き上げられます。

施設利用者「補足給付」要件に資産等を追加

施設サービス・短期入所サービスにかかる食費・居住費(滞在費)は、原則、利用者の自己負担です。しかし、住民税非課税世帯の入所者については、申請に基づき所得に応じた負担限度額となり、基準費用額との差額を施設へ補足給付します。

しかし、平成27年8月からは一定額以上の預貯金(単身で1,000万円超、夫婦世帯で2,000万円超程度を想定)を所有していたり、施設入所により世帯分離した場合でも配偶者が課税されている場合は、補足給付の対象外になります。また、平成28年8月からは非課税年金(遺族年金・障害年金)も収入として勘案とされます。

● ● ●
以上が、厚生労働省の資料等からみてくる、介護保険制度改革の概要です。今回の制度改革のキーワードの一つに、全国一律のサービス提供から市町村ごとに地域の実情に合わせたサービス提供を行うなどの点があります。

大阪市の担当課にお話を伺うと、現行の訪問介護や通所介護の事業所が行っている専門的なサービス提供の他に、NPOや民間事業者が提供する生活支援サービスや、地域住民やボランティアが主体となった生活支援サービスなど、地域の実情に応じて多様な主体がサービス提供を創出できるよう支援していく、高齢者ができる限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう取り組みたいとのことでした。

大阪市では、第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成27年度～29年度)の策定に基づき、制度運営していくことになりますので、本計画の内容を注視していく必要があります。

座談会～介護保険制度の改正をどう見る？どう活かす？～福祉専門職の視点から

制度がどうかわろうと、目指す道はひとつ

〈報告者(五十音順)〉

瀬川 雅和●(特活)樹・理事長

西田 和人●(社福)四恩学園 ふれ愛の館しおん・施設長

福留 千佳●(社福)ライフサポート協会 地域自立生活支援センターなごみ・総合施設長

吉田 洋司●グループホームいこいおりおの館・館長

介護保険で「地域づくり」?

制度改正の問題点は？

瀬川 コミュニティケアは、本来、住民が主体です。しかし、地域包括ケアシステムでは、介護保険制度の中で「こうしてください」と言っています。「地域主体」の視点からは少し外れているように感じます。

西田 新しい介護予防・日常生活支援総合事業での訪問型や通所型生活支援サービスの枠組みに、住民ボランティア組織を位置づけていいものか。本来

るべき地域力をそいでしまうのでは、と危惧します。

福留 「地域力」は、住民の地道な活動が積み上っていくことが一番大切です。「制度化する」ということは良い面もあると思いますが、その制度の枠組みから外れるニーズが出てくることも意味します。

吉田 地域にある福祉課題は根深くて、介護保険制度という高齢者分野の法律だけでは、到底解決できません。

福留 地域包括支援センター(以下「包括」)で受ける相談も、ご本人だけでなく、子や孫、生活保護、DVなど

複雑な問題が絡んでいます。こうした人たちを支援するには、一分野の専門職だけでは難しいと、多くの福祉専門職が感じていると思います。

西田 制度の「縦割り」をつなぐために「連携」という言葉が出てきているようにも思いま



瀬川 雅和さん

す。「連携」の意味について、私たち福祉専門職は問い合わせる必要があります。情報交換だけではなく、地域の特性に合わせて「協働で何をつくるのか」が一層大切になってくると考えています。

連携のかたちをイメージする

—専門職は、具体的にどう動くべきだと思われますか？



吉田 洋司さん

けないところ。地域の福祉課題に焦点を当てて、それぞれの専門職が役割を果たしたうえで、連携や協働の機会やしくみをつくっていかなければなりません。

瀬川 私は、ある地域活動協議会がつくる小規模多機能施設の実行委員をしています。そこを「地域の拠点」にして福祉課題を探しつつ、福祉専門職や包括のネットワーク化を推進しようと考えています。「地域住民が主体」という根本原理は見失わないように。

吉田 専門職側の主体性と、地域側の主体性が連動しながら地域づくりをする。とくに認知症施策に関しては地域の力が不可欠です。そのための連携や「場づくり」をしていきたいと考えています。

福留 専門職は地域を「巻き込む」というのではなく「協働していく」姿勢がなければ、いつまでたっても専門職主導になりかねません。「専門職」ではなく「専門の視点をもった、この人を支える一共同者」として協働し、実践事例をかさね、地域の福祉力を支えることが、実は、専門

性を発揮することでもあり、結果、地域力が高まっていくんじゃないでしょうか。

—行政との関係も変わるのはでは？

福留 区の判断でやれるようになるのはありがたいですね。私の職場がある区では包括を受託している3法人で取り組みさせてもらっています。地域をよくするために他の法人と手を結ぶのはいいことだと思います。

西田 制度改正で謳っている「サービスの多様化」といわれるところに、行政の実施指導をどう合わせるのかは、非常に関心があります。いろんなアイデアを考え、地域課題に応えていくためのものを実施していくのですが、その多様性の部分にまで行政指導が入りこむとは本末転倒のような気がします。

瀬川 市町村独自の発想力で、住民とコラボレーションしながら地域づくりをやっていく。お金ありきでなく、地域の主体性ありきで。行政はその土壌に支援をしていってほしいですね。

全力で走るしかない

—介護報酬の引き下げなどが話題となっていますが、経営については？

西田 在宅サービス系の事業所は、ある程度は淘汰されるのではないかでしょうか。特別養護老人ホームの待機者はすでに多いですが、在宅サービスが受けられない人が増えてくるのでは。

吉田 事業所の介護報酬は、引き下げられると思います。しかし、そんなことで理念を曲げて経営に走ったら、利用者さんに申し訳ないです。全力で走るしかありません。

瀬川 制度がどう変わろうが、自分たちのやるべきことが何なのかをわかっていて、そこに、現場の職員がいろんな発想で主体的に動いていくようにしたい。側面的に支援するのが私の役割だと思っています。

—ありがとうございました。



福留 千佳さん

社会資源の創出による地域包括ケアシステムの実現に向けて

大阪市立大学名誉教授
桜美林大学大学院老年学研究科教授

白澤 政和さん

地域包括ケアシステムは、誰もが住み慣れた地域で、できるだけ長く生活できるようにするために、日常生活圏域の中で、一人ひとりの高齢者を支え合うしくみです。

今回の制度改正では、介護保険や医療保険も大事ですが、地域でお互いが支え合うことも重要で、その支え合う仕組みをさらに創り上げていこうというねらいがあります。

要支援の高齢者を介護保険サービスだけで支援するのではなく、自分たちの地域で困っている人の実態をもとに地域の課題を明らかにし、その解決のための必要なサービスを創りだし、それを人々に提供していくことをめざしています。これを地域支援事業として取り組むことによって、そこで生まれたサービスは、要支援の人はもちろんのこと、要介護者も健康な高齢者も住み慣れた地域で生活していく力になるはずです。

そこで鍵となることが2つあります。一つが「会議」です。支援困難事例を検討する「地域ケア個別会議」や、そこから明らかになった地域の課題の解決に向けて、地域活動を計画する「地域ケア推進会議」が機能するかです。これは、地域包括支援センターが大きな責任をもっています。もう一つが、会議で計画した地域活動を具体的に進めていくために、担い手の手配や利用者の募集などを行う「生活支援コーディネーター」が機能するかです。生活支援コーディネーターには、課題解決のための企画・立案、事業を実施できる人材を配置していくなければなりません。サービスに必要な社会資源を豊かにしていくことが、これから高齢社会を生きていく力になります。専門職においては、今一度、自分がやれることを見直してみる必要があります。



西田 和人さん

講座案内

大阪市内在住・在勤・在学者

①小児保健と三田谷 啓 ～母と涙の二等分～ (社会福祉史の市民講座第3回)

大正7(1918)年4月、大阪市の医員として赴任した三田谷 啓(さんだや ひらく)は、医師として、また、東京における児童相談事業や日本児童学会の活動経験を活かし、学童や幼稚園児の調査に従事します。そして、同年8月の米騒動に対して大阪市が募集した社会事業資金(当時、数百万円)を活用して多くの児童保護施設の設立に尽力します。全国で最初の公立児童相談所「大阪市児童相談所」もその一つでした。また、大阪市退職後は、大学での研究や障がい児のいる母親の会を組織するなど、研究者、そして社会福祉の実践者として、医療・教育・福祉を融合した事業を展開し、それは、現在の(社福)三田谷治療教育院に受け継がれています。本講座では、今日の母子保健や子育て支援にも通じる三田谷 啓の理念と実践について、学びます。

- 日 時…2月14日(土)
午後2時～4時
- 講 師…駒松仁子
(元国立看護大学校教授)
- 定 員…50人(先着順)
- 会 場…大阪市社会福祉研修・情報センター 会議室(4階)
- 受 講 料…無料
- 申込締切…2月10日(火)
- 申込方法…当センターホームページ(<http://www.wel-osaka.jp>)の申込フォームに入力するか、ファックス、はがき等でお申し込みください
- 決定通知…当日直接会場にお越しください。定員超過でご参加いただけない場合のみ、ご連絡します。

どなたでも

②成年後見制度・市民後見人活動啓発講演会 成年後見制度を活用した高齢者、障がい者への支援

平成12年、成年後見制度が創設され、制度を活用して判断能力が不十分な高齢者・障がい者の意思を尊重しながら本人の財産や生活を守る活動が展開されています。地域において、判断能力が不十分な高齢者・障がい者に対し、どのように制度活用していくか、本人の権利や生活を守り、本人らしい生活を実現していくのか講演いただくとともに、新たな第三者後見人の担い手として成年後見支援センター等がバックアップを

◆上記講座の申込・問合せ先

- ①大阪市社会福祉研修・情報センター ☎557-0024 西成区出城2-5-20 ☎06-4392-8201 ☎06-4392-8272 <http://www.wel-osaka.jp>
- ②③大阪市成年後見支援センター ☎557-0024 西成区出城2-5-20 3階 ☎06-4392-8282 ☎06-4392-8900 yousei@shakyo-osaka.jp
- ④大阪市こころの健康センター ☎534-0027 都島区中野町5丁目15番21号 都島センタービル3F ☎06-6922-8520 ☎06-6922-8526 kokoro@city.osaka.lg.jp

申込記載事項

【必須項目】①研修(講演会)名、②名前(ふりがな)、③年齢、④連絡先住所(〒)、⑤電話、ファックス番号、⑥勤務先(所属)
※必須項目以外にも、必要な項目がある場合がありますので、チラシ等で確認ください。

して身近な「市民」という立場で活動をしている「市民後見人」の活動を紹介します。

- 日 時…2月21日(土)
午後2時～4時30分
- 内 容…講演「成年後見制度を活用した高齢者、障がい者への支援～本人らしい生活を支える市民後見人活動～」、市民後見人活動報告
- 講 師…青木佳史
(大阪弁護士会・弁護士)
- 定 員…300人(先着順)
- 会 場…大阪市立港区民センター(大阪市港区弁天2-1-5)
- 受 講 料…無料
- 申込締切…2月18日(水)
- 申込方法…名前、所属、団体名、電話番号、「成年後見講演会参加希望」を明記のうえ、ファックス・はがき・Eメールでお申し込みください。
- 決定通知…当日直接会場にお越しください。定員超過でご参加いただけない場合のみ、ご連絡します。

どなたでも

③市民後見人・成年後見制度啓発シンポジウム このまちで自分らしく暮らしたい ～本人の意思を支える市民後見人～

平成18年度より大阪市が市民後見人の養成と活動支援に取り組み、現在、大阪府域において、17市町にその取り組みが広がっています。成年後見制度や市民後見人の活動の理解を通じて、地域における権利擁護をすすめていくことを目的にシンポジウムを開催します。

- 日 時…3月21日(土)
午後1時30分～4時30分
- 内 容…

第1部パネルディスカッション

「地域における市民後見人活動の意義と実際」
講師:岩間伸之(大阪市立大学大学院生活科学科教授)、井上計雄(弁護士)、姜信潤(司法書士)、田村満子(社会福祉士)、市民後見人、平山昭子(鶴見区地域包括支援センター主査)

第2部分科会

分科会①一般参加者向け講演会「成年後見制度ってどんな制度?～成年後見制度、市民後見人活動についてもっと知ろう～」(講演会とDVD上映)

講師:鈴田和代(弁護士)

分科会②市民後見人登録者、受任者の交流会「みんなで語ろう、市民後見人活動の喜び、悩み」～大阪府・大阪市・堺市の市民後見人より発表、意見交換

講師:田村満子(社会福祉士)、井上計雄(弁護士)、梶田美穂(司法書士)

分科会③市民後見人活動を支援する自治体、社協、専門職等の交流会「市民後見人活動支援の実際と今後の課題」～支援の状況を発表、意見交換

講師:岩間伸之(大阪市立大学大学院生活科学科教授)、松浦正司(司法書士)、緑間百合子(社会福祉士)

- 定 員…600人(先着順)
- 会 場…鶴見区民センター(大阪市鶴見区横堤5-3-15)
- 受 講 料…無料
- 申込締切…3月18日(水)
- 申込方法…名前、所属、団体名、電話番号、「シンポジウム参加希望」を明記のうえ、ファックス・はがき・Eメールでお申し込みください。
- 決定通知…当日直接会場にお越しください。定員超過でご参加いただけない場合のみ、ご連絡します。

大阪市内在住・在勤・在学者

④思春期関連問題市民講座

思春期は、心身の急速な発達に伴い、精神的に不安定な状態に置かれやすい時期であり、精神障がい(統合失調症・うつ病・摂食障がい・社交不安症・強迫性障がいなど)を引き起こしやすいことが知られています。このため、専門医による思春期精神保健に関する知識の普及と思春期関連問題の発生予防を目的として市民講座を開催します。

- 日 時…①2月13日(金)
午後2時30分～4時30分
②3月13日(金)
午後2時30分～4時30分
- 内 容…①思春期の発達課題～思春期の子どもを理解するために～
②思春期の不登校、自傷行為、うつ～周囲の大人にできること～
- 講 師…飯田信也(大阪市立総合医療センター児童青年精神科部長)※①②とも
- 定 員…各100人(先着順)
- 会 場…大阪市こころの健康センター 大会議室
- 受 講 料…無料
- 締 切…①2月12日(木)
②3月12日(木)
- 申込方法…名前、住所、電話番号、講座名を明記のうえ、ファックス・Eメール・電話にて、お申し込みください。
- 決定通知…当日直接会場にお越しください。定員超過でご参加いただけない場合のみ、ご連絡します。



あなたの“学びたい”“知りたい”を 「ウェルふるネット」が応援!



スマートフォン対応のQRコードを追加しました!

大阪市福祉人材養成連絡協議会のホームページ

<http://www.welful.net/>

ウェルふるネット

新着情報

2014年12月14日 研修・講座・イベント情報を更新しました。
2014年12月4日 ウェルふるネットにメルマガの登録フォームが追加されました。
2014年12月4日 研修・講座・イベント情報を更新しました。
2014年12月4日 研修・講座・イベント情報を更新しました。

目的にあった情報を検索するには、目的にあった研修・講座・イベントを検索することも可能ですので、ぜひお検索ください。

研修・講座・イベント情報を検索する

メールマガジンの登録はこちから

新しい情報が更新されれば
随時お知らせ

目的にあった情報を
検索することが可能



研修・講座・イベント検索

2014年12月4日 2014年11月 >> 2015年1月

キーワード

対象者

主催者

対象年月

主催者別表示

1月1日 (木)

1月2日 (金)

1月3日 (土)

1月4日 (日)

1月5日 (月)

1月6日 (火)

1月7日 (水)

1月8日 (木)

1月9日 (金)

大阪府立人材養成連絡協議会では、定期する研修・講座、またイベント等の情報を掲載しています。定期的に行われる研修・講座・イベントを検索することも可能ですので、ぜひお検索ください。

研修・講座・イベント情報を検索する

メールマガジンのご紹介

ウェルふるネットメールマガジン【Informationマーケット】
福祉に関する研修の情報を毎月1回お届けします。
ご購読は登録フォームからメールアドレスをご登録ください。
購読料は無料です。通信費は各自のご負担となります。

バックナンバーはこちらからご覧いただけます。
※平成22年12月までのバックナンバーはこちらから

発行間隔

月1回

メールマガジンの登録

パソコンへのメールマガジン配信はこちら

メールアドレスを入力してください

毎月1回
メールマガジンを配信。
最新の情報が
あなたの元に届きます

パソコンへの配信希望者は、ホームページ上の申し込みフォームから申し込んでください。

●スマートフォンや携帯電話への配信も可能です!
次の手順でお申し込みください。

- ①受信制限をかけている方は、メールマガジンの配信元メールアドレス「jinzai@shakyo-osaka.jp」を受信できるように設定操作してください。
- ②右のQRコードを読み取り、空メールを送信してください。
- ③登録完了メールが届きます。

※QRコードを読み込めない場合、携帯電話は254g2r@a07.hm-f.jp、スマートフォンは254g7r@a07.hm-f.jpに送信してください
※購読料は無料です。通信費は各自の負担となります。



スマートフォン
対応QRコード

携帯電話
対応QRコード

大阪市社会福祉研修・情報センター facebook をチェック!

研修の告知・研修のレポート報告
普段のスタッフの様子、知って得する豆知識など
随時更新していきます!
Facebookはどなたでもご覧になれます。

ウェルおおさか

検索

⇒Facebookページへアクセス!



皆様のいいね! お待ちしています!!

◆問い合わせ先◆

大阪市社会福祉研修・情報センター TEL (06) 4392-8201 FAX (06) 4392-8272



福祉の歴史散歩

社会福祉史の市民講座 特別企画レポート①

石井十次のロマンと軌跡 ～宮崎での実践を中心に～



昨年(2014年)は、「日本の児童福祉の父」といわれ、大阪にも実践を残す石井十次の没後100年でした。2014(平成26)年12月6日(土)、大阪市社会福祉研修・情報センターでは、大阪市社会事業施設協議会、大阪社会事業クラブ、(社福)石井記念愛染園と共に、「社会福祉史の市民講座特別企画『現代に息づく石井十次の思想から、今日の福祉課題に立ち向かう社会福祉実践を考える～石井十次没後100年企画～』」を開催しました。

本誌では、第一部の基調講演「石井十次のロマンと軌跡～宮崎での実践を中心に～」(講師:(社福)石井記念友愛社理事長 児嶋草次郎(宮崎県木城町、石井十次の曾孫))の内容の一部を報告します。

石井十次は岡山孤児院創設者として有名ですが、出身は現在の宮崎県高鍋町であり、石井記念友愛社がある木城町の隣です。十次は明治20(1887)年頃、岡山で孤児院事業を始めた頃から、この木城町の茶臼原(ちゃうすばる)の土地の確保を始めます。岡山にいながら宮崎の地に思いをはせたのは、西郷隆盛の思想や、ジャン・ジャック・ルソー(主にフランスで活躍した哲学者)の「エミール」に感化されたからだと思います。特に「エミール」については、当時、和訳がなかったため、英訳本を237日間かけて英語に堪能な職員に訳してもらい聞きながら勉強しました。明治27(1894)年に茶臼原理想郷建設が始まります。しかし、妻の品子の死去や、茶臼原移住途中の幼児が赤痢により5人が亡くなるなどがあり、一旦中止します。

5年後の明治38(1905)年に移住を再開。順次移住させ、明治44(1911)年には岡山に里子91人のみとなります。大正2(1913)年には茶臼原孤児院379人(在院児164人、農業実習生186人、職員29人)、大阪分院(保育園児31人、夜学校生120人、職員6人)、岡山事務所(里預児96人、職員5人)を合わせると、児童数597人、職員数40人になっていました。岡山孤児院の最盛期よりは半分の規模ですが、それでも当時の

慈善事業では突出して本格的なものといえるでしょう。

十次は大正3(1914)年1月30日に亡くなります。十次の孫にあたる城一郎(石井記念友愛社創設者、前理事長、児嶋草次郎氏の父)の出生を聞いたのち、亡くなったといわれています。

十次の死後、これまでの最大の支援者である大原孫三郎が引き継ぎます。そんな中、十次の後継者として茶臼原に着任させたのが松本圭一です。現在の東京大学で農学を学んでおり、茶臼原孤児院の子どもたちの農業自立を目指すにおいて適任者でした。大正3年6月に着任し、9月には茶臼原尋常小学校長、翌年の4月に開校した農場学校長にも就任します。

大正3年から8年にかけて起こった第一次世界大戦で、日本経済は未曾有の好景気をむかえます。大正7(1918)年1月に大原孫三郎は大阪分院を「石井記念愛染園」として独立させます。しかし、戦後の好景気は続かず、物価高騰や米価暴騰、各地で米騒動が起こります。また世界恐慌が起こり日本も大いに影響を受けます。そんな厳しい社会情勢の中、松本圭一は第3回国際労働会議に労働者代表として欧州に派遣されます。リーダーを失い、茶臼原孤児院の運営はますます厳しくなっていきます。

大正11(1922)年12月農場学校廃止、大正13(1924)年5月岡山里預事業終了、大正14年3月茶臼原尋常小学校廃止など。また、欧州に派遣されていた松本圭一が大正12年1月に戻ってきますが同年5月に退職。その後農家7戸を引き連れてブラジルに移住します。十次のロマンをブラジルで実現しようとしたのかもしれません。

大正15(1926)年8月、岡山孤児院の解散が評議員会で決議。岡山孤児院の事業と財産を引きついだのが「石井記念協会」です。昭和4(1929)年に設立総会が開かれ、「本協会ハ岡山孤児院ノ創設者タル故石井十次氏ノ人格ト其ノ事業ヲ永久ニ記念スルヲ以ッテ目的トス」として、常務理事に小野田鉄彌、理事に百田孟一が就任します。十次の弟子でもあった二人の思いと覚悟をもって石井記念協会を守ったからこそ、岡山孤児院から現在の石井記念友愛社へつながったのです。

昭和20(1945)年8月に太平洋戦争が終戦。十次の孫、城一郎は宮崎県高鍋に駐屯中に終戦を迎えます。その城一郎を導いたのが、柿原政一郎です。十次の弟子のひとりであり、また大原の秘書も務めた経験もあり、高鍋町長でもありました。城一郎は児島虎次郎(十次の長女、友の夫)の息子として育っているので、岡山孤児院や石井記念協会とはほとんど関係のない環境でしたが、城一郎に「君は石井十次の孫であり、今日、戦災孤児があふれているではないか。茶臼原にいけば土地や建物が残っている。これから戦災孤児救済のために生きていきなさい」と諭されます。そして城一郎は茶臼原に登り、小野田、百田両氏から事業を引き継ぎ、昭和20年10月、石井記念友愛社の看板を掲げ児童収容事業を開始します。

参考:石井記念友愛社ホームページ、ゆうあい通信第273号(発行:石井記念友愛社)

次号では、基調講演の後半部分(石井十次の思想とロマン、この100年をどう総括するのか)と第二部の鼎談「現代に息づく石井十次の思想から、今日の福祉課題に立ち向かう社会福祉実践を語る」を報告します。

図書・DVD新着情報



図書紹介

『ペコロスの母の玉手箱』

岡野 雄一 著 朝日新聞出版
2014年

ベストセラー漫画「ペコロスの母に会いに行く」の第2弾。長崎を舞台に、認知症で施設に暮らす91歳の母の「今」と「昔」を、64歳の息子がどこまでも優しく切なく描く。



『後悔しない高齢者施設・住宅の選び方』

岡本 典子 著 日本実業出版社
2014年

人生の最期を自分らしくすごせる住まいを見つけるためのガイドブック。各高齢者施設・住宅のメリット・デメリットを整理したうえで、費用の考え方や見学の方法などをわかりやすく解説。



『復興グルメ旅』

復興グルメ取材班 著 日経BP社
2013年

東日本大震災によって被害を受けた飲食店が、再び立ち上がりようとしている。宮城・岩手・福島の被災地の飲食店「復興グルメ」50店舗を、美味しい写真と共に紹介している。



『幸せな時間』

ティー・オーエンタテインメント 93分
2014年

がんと認知症が発覚した一組の老夫婦とその周囲の人々の姿を見つめたドキュメンタリー。老い、介護、別れといったものだけを見つめるのではなく、家族の絆や愛することの尊さを映す。



『悪質商法お断り!～困ったらひとりで悩まず、すぐに相談～』

香川県危機管理総局くらし安全安心課
54分 2013年

人が騙される心理や悪質商法の手口と対策、高齢者を見守る立場の人へのアドバイスなどが楽しみながら学べる。高齢者の被害防止のために香川県が制作した消費者啓発DVD。



『あなたの笑顔が見たいから～重症心身障がい児者と共に～』

岐阜県健康福祉部障害福祉課 113分
2013年

医療、福祉関係者に重症心身障がい児者への理解を深めてもらい、支援の担い手を増やすことを目的に岐阜県が制作したDVD。生活や支援の様子を“見てわかる”映像にまとめた。



図書・資料閲覧室からのお知らせ

感染症予防の本・DVD紹介

「しあわせなら手を洗おう かぜ、インフルにかかりにくくなる 魔法の習慣」

森澤 雄司 監修・ほか
ヒポ・サイエンス出版
手洗いの大切さを、かわいいイラスト付でやさしく教える。



インフルエンザなどの感染症が流行る季節です。
感染症の予防法を本・DVDで楽しく学びましょう!

「しっかり学ぼう! インフルエンザ予防」

NHKエンタープライズ 23分 2013年
インフルエンザを正しく理解し、予防や対策方法をしっかり学べるDVD。



★他にも、感染症予防の本・DVDを所蔵しています。ぜひご活用ください!

図書・資料閲覧室では、次の日程を臨時休室とします。

平成27年2月17日(火)～2月19日(木)【蔵書点検のため】

※返却のみ1階事務所にて朝9時～夜9時まで受付けます。

ご利用の皆様には、ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしく
お願ひいたします。

開室時間：月曜日～土曜日
午前9時30分～午後5時
休室日：日曜日・祝日（土曜日は除く）
年末年始

☎06-4392-8233

アルコールと健康

酒(アルコール)は昔から「百薬の長」と言われ、私たちが日常生活を送るうえでたいへん縁が深く、人の集まるところアルコールのないところはないと言われるほど、親しまれています。

しかし、その飲み方を誤ると、心身に障がいをもたらすことがあります。

アルコールで「心が病む」って、なぜなのでしょうか?

アルコールは、脳に作用する麻酔薬なので、飲むと脳細胞がマヒして、判断力や注意力が鈍ります。毎日飲み続けていると、止めようと思っても飲まずにいられなくなり、アルコールへの依存がはじまるのです。そこからさまざまな心のひずみや、人間関係、生活に影響を及ぼし、元に戻ることが困難になります。

●適度な飲酒量は(純アルコール20g)/1日です

- ・日本酒(1合)、ビール中ビン1本(500ml)・ウイスキー(ダブル1杯)
- ・焼酎25度(0.6合)・缶チューハイ1本半・ワイン(180ml小グラス2杯)

●飲酒について見直しましょう

あなたのアルコールの飲み方をチェックして、自分の生活習慣を見直してみましょう。〈CAGE〉スクリーニングテスト

- ①あなたは今までに、酒量を減らさなければならぬと思ったことがありますか
- ②あなたは今までに、飲酒を批判されて、腹が立ったり苛立つことがありますか
- ③あなたは今までに、飲酒に後ろめたさを感じたり、罪悪感を持ったことがありますか
- ④あなたは今までに、朝酒や迎え酒を飲んだことがありますか

チェックして、2つ以上あてはまる場合はアルコール依存症の可能性があります。

●飲酒運転は絶対ダメ!させてもダメ

体重60kgの人が日本酒1合(ビールなら中ビン500ml)を飲んだ場合、血液中からアルコールが消失するには、約4時間かかるといわれています。夜遅くまで多量に飲酒し、翌朝に車の運転をすれば、血中にアルコールが残っており酒気帯び運転をしていることになります。また、何度も飲酒運転を繰り返す場合は、アルコール依存症を疑う必要があります。

～アルコール問題のご相談は各区保健福祉センターへ～

●生活習慣病の健診については、大阪市国民健康保険加入者に対し実施しています。

〈大阪市特定健康診査〉

対象者 大阪市国民健康保険に加入されている40歳以上の方
(来年の3月31日までに40歳になる方を含みます)

料 金 無料(要受診券)

実施場所 保健福祉センター、市内健診会場、府内取扱医療機関

【お問い合わせ】大阪市福祉局生活福祉部保険年金課 ☎06-6208-9876

今月の自助具

台付き料理用バサミ

資料提供 HUMAN 岡田 英志さん

主な適応疾患・対象者▶

- 脳梗塞やリウマチ、末端神経症などにより手先に力が入らず、包丁が使えない方

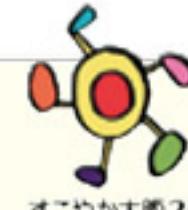
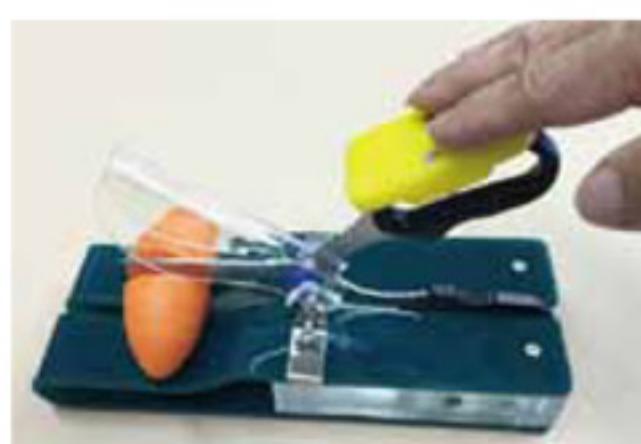
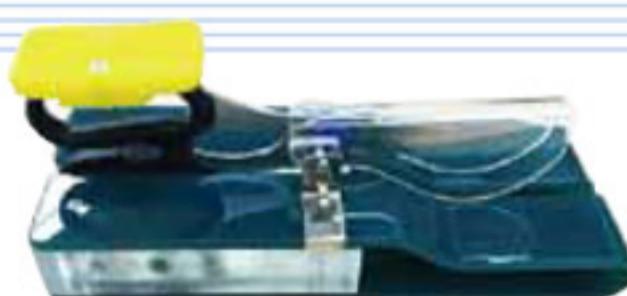
機能・特徴▶

- 台の上に固定した料理用バサミで、食材をカットすることができる。
- はさみの刃の外側には透明な安全ガードを設けている。
- はさみのグリップを握らなくても上から抑えるだけで切ることができる。

使い方▶

- 食材を台の上にセットし、グリップ部に取り付けた板を上から押すと、食材の下からハサミの切刃が出てきて切ることができる。

問合せ▶大肢協ボランティアグループ・自助具の部屋
☎06-6940-4189(月・水・金 10:00~15:00)



健康生活応援グッズ

安心して
入浴を楽しむ
入浴用いす

負荷や転倒の危険を防止



●バスツール 軽量レギュラー2025
浴室洗い場と浴槽のふちの高さや、浴槽底の高さを補正。高さが簡単に調節できる。すべりにくく、倒れにくいので安心してご使用いただけます

出入口への出入りがラクラク!



●バスボードエコノミー

浴槽へ置くだけで、浴槽への安全な出入りをサポートします。幅広で安定感抜群。超軽量タイプで、取り付け、取り外しが負担を軽減しました。

座った姿勢を
しっかりと保持



●折りたたみシャワーベンチISフィット
骨盤をしっかりと支える角度と腰のかたちにフィットする背もたれが、安全な入浴をサポート。使用後は上に引き上げるだけで折りたためます。

問合せ

公益社団法人関西シルバーサービス協会 事務局

〒542-0065 大阪市中央区中寺1-1-54

大阪社会福祉指導センター2階

☎06-6762-7895 ☎06-6762-7894

http://kansil.jp

「大阪における社会福祉の歴史」

「社会福祉史の市民講座」で発表された大阪の福祉に取り組んだ先達の活動を冊子としてまとめました。さまざまな実践の歩みを振り返り、次代の大阪らしい実践に向けて多くの示唆を与える内容と、当時の資料をまとめておりますので、ぜひお読みください。

◆大阪における社会福祉の歴史I

福祉バイオニアの群像

- 非行少年たちの母として—池上雪枝—
- 福祉施設をつくった侠客—小林佐兵衛—
- 寄る辺なき老人の杖として—岩田民次郎—
- 家なき子の親たち—小幡勝之助・実之助と林歌子—
- 地域福祉の源流
- 石井記念愛染園の活動—なにわのセツルメントの先駆け—
- 方面委員の誕生—民生・児童委員の前身はどのようにして生まれたか—
- 北市民館の活動—はじめての公営セツルメント—
- 大阪におけるセツルメント運動とその現代性
- なにわ福祉風土記—福祉の船(さきがけ)を育んだ大阪(なにわ)の人と町

◆大阪における社会福祉の歴史II

福祉バイオニアの群像

- 大阪医療福祉実践の源流—ラニング、アダムス、ティラー、山田俊卿と明治期の民間活動—

障害者福祉の先駆者 なにわ流の挑戦

- 大石順教尼と「腕塚」—無手の身で障害者を助けてます—
- 中村京太郎と「点字毎日」—世界唯一の点字新聞の話—
- 盲ろう児教育と「福祉」—私立盲院から始まった大阪のろう・盲教育—
- 岩橋武夫の道…義務ゆえの道行—
- 岩崎佐一と「桃花塾」—知的障害児の先駆け—

先達に聴く大阪の民間社会福祉

- 大阪における高齢者保護事業の始まり—
- 行政と福祉事業

◆大阪における社会福祉の歴史III

警察署から「福祉」の美田を拓く—治安より救済を—

- 巡査あがりが日本の社会事業を拓く—池上四郎(大阪市長)と天野時三郎(社会部長)
- 武田慎治郎の思想と実績—修徳学院と武田塾の創設—
- あいりんと大阪自彌館の歴史—中村三徳と大阪自彌館—
- 大阪の慈恵事業第3セクター—稻田穂と弘済会—

大阪のセツルメント運動—開拓者の人となりと福祉思想—

- 四恩学園の創設—林文雄の生き方と仏教福祉思想—
- 生野セツルメントから大仙保育園へ—八田豊子の人と事業—
- 大阪毎日新聞慈善団と聖和社會館の接点について—村崎歸之の思想についての小考察—
- 吉田源治郎と四貴島セツルメント—その働きとセツルメント思想—

◆大阪における社会福祉の歴史 特別号

1948(昭和23)年10月に設立された大阪社会事業ボランティア協会当時の活動や変遷を紹介するとともに、歴史的「転換期」における「公私関係のあり方」と「社会福祉実践における主体性」を関係づけて、今日的課題に多くの示唆を与える内容と、当時の資料をまとめました。執筆:岡本榮一(大阪社会福祉史研究会)

◆大阪における社会福祉の歴史IV

大阪の戦後混乱期の社会福祉事業

- 「浮浪者(児)」の心に響け、「愛の鐘」—梅田厚生館と五十嵐兼次—
- 大阪福祉事業財団の創設と展開

変貌する市民生活と社会福祉の発展—1960年代の大阪—

- 家庭養護促進協会のはじまりと発展
- 大阪医療社会事業協会のはじまりと発展
- 「釜ヶ崎」の不就学児童と地域
- 障がい児保育のはじまりと発展
- 老人福祉法の制定と高齢者福祉の発展
- 大阪ボランティア協会のはじまり

大阪における

社会福祉の歴史 IV

《販売価格 700円》

●申込方法:当センターの1階事務所で申込み、またはホームページの「センター刊行物」→「大阪における社会福祉の歴史」の購入申込書をダウンロードしてアクセスしてください。

あなたのお好みに仕上げます。

パンフレットやカタログなど、

作りたいものがカタチにならず困っていませんか?

当社が企画から納品にいたるまで、各専門スタッフが、

あなたのお好みに合わせて仕上げます。

デザイン、
制作のことなら
気軽に
ご連絡ください。



TOTAL CREATION
A.DEMON
株式会社 アド・エモン

〒530-0045 大阪市北区天神西町8-19 法研ビル5F

TEL:(06)6362-1511(代) FAX:(06)6362-1510 E-mail:info@ad-emon.com

<http://www.ad-emon.com>

〔広告〕

福祉職員のための メンタルヘルス相談



毎週土曜日と、毎月第1・3水曜日に開設しています。

疲れやすい、やる気がでない、眠れない、
対人関係がうまくいかない…など

福祉の仕事に携わる方の
ストレスから生じるさまざまな問題の
相談に応じます。



メンタルヘルス相談(予約制)

電話または来所(まずはお電話ください)

必要に応じて来所によるカウンセリングも行います。

06-4392-8639

大阪市社会福祉研修・情報センター

●住所:大阪市西成区出城2-5-20

●相談日時:毎週土曜日 午前9時30分~午後4時

(祝日も実施。但し年末年始は休み)

※予約に関する問い合わせは、平日(午前9時30分
~午後4時30分)も受付しています。

●相談員:臨床心理士 ●相談料:初期相談無料

※秘密厳守します。

メンタルヘルス相談では、ご本人からだけではなく、
周囲にいる同僚や上司の方からのご相談も受け付けています。

CENTER INFORMATION

大阪市社会福祉研修・
情報センターのご案内

開館時間／午前9時から午後9時まで(土・日曜日は午前9時から午後5時まで)
ただし、図書・資料閲覧室は午前9時30分から午後5時まで(月～土曜日)
休館日／国民の祝日(土・日曜日と重なる場合は除く)、年末年始(12月29日～翌1月3日)

●それぞれの開設日・時間

項目	直通電話番号	開設日(休館日を除く)	開設時間
会議室など利用の問い合わせ	06-4392-8200	毎日	午前9時～午後9時(土・日午後5時まで) (会議室の申込・お支払いは午前9時30分～午後5時)
研修関係の問い合わせ	06-4392-8201		午前9時～午後5時
図書・資料閲覧室	06-4392-8233	月～土曜日	午前9時30分～午後5時

貸室ご利用の皆様へ

大阪市社会福祉研修・情報センターでは、貸室ご利用の皆様により計画的に便利にご利用いただくため、空室状況を公開し、FAXによる申込みを受け付けています。

① 空室状況をホームページに掲載しています。

空室状況は、ホームページの「センターご案内」→「貸室利用のご案内」→「空室一覧」に、PDFで6カ月分掲載。

URL/<http://www.wel-osaka.jp/>

② 利用申込の受付は5カ月前からです。

利用日の5カ月前から、電話や直接窓口で予約いただいたうえ、所定の用紙でお申し込みください。

受付時間は午前9時30分から午後5時まで

■ 06-4392-8200

●FAXによる申し込み手続きの手順

FAXによる申込は、ホームページの「センターご案内」→「貸室利用のご案内」→「FAXでのお申し込み」に、申込手順を掲載しています。

■ 06-4392-8206

※ファックスでの申し込み可能な期間は、利用日の5カ月前の午前9時30分から利用日の3日前までです。

■会議室等の使用料

利用できる貸室および料金は、次の通りです。ご予約は利用日の5か月前からです。

平成26年10月から

室区分 利用人員のめやす	時間区分	午 前		午 後		夜 間	昼 夜 間
		9:30~12:30	13:00~17:00	18:00~21:00	9:30~21:00		
4階	会議室	99	3,800	5,100	3,800	11,400	
	会議室 東	45	1,900	2,600	1,900	5,800	
	会議室 西	54	2,900	3,800	2,900	8,600	
	介護実習室	36	5,700	7,600	5,700	17,100	
	演習室	18	1,000	1,300	1,000	3,000	
5階	大会議室	144	5,800	7,700	5,800	17,400	

※次の会議室等については、平成26年9月末を持って供用廃止となりました。

(単位:円)

4階	調理実習室
5階	会議室2

講座室1・2 演習室1～4

交通／ご来所には【市バス】【地下鉄】【JR】をご利用ください

●市バス

「長橋二丁目」バス停すぐ
52系統(なんば～あべの橋)

●市営地下鉄・四つ橋線

「花園町」駅(①・②出口)から徒歩約15分
「大国町」駅(⑤出口)から徒歩約15分

●JR大阪環状線・大和路線

「今宮」駅から徒歩約9分



人権啓発キャッチコピー

(テーマ)児童虐待防止推進月間

ドアの向こう 小声で泣いてる SOS

鈴木 貴子さん(平成25年度「人権啓発ポスター・キャッチコピー募集」事業 人権啓発キャッチコピーの部 優秀賞)の作品です。

所 在 地／〒557-0024 大阪市西成区出城2丁目5番20号

設置主体／大阪市

運営主体／(指定管理者)
社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会

電 話／■ 06-4392-8200(代表)

ファックス／■ 06-4392-8206

U R L／<http://www.wel-osaka.jp/>